



# 未来予想図

2018年9月10日発行

Volume19

ご挨拶



地元の皆様にはいつもお世話になり心から感謝申し上げます。国会開会中は地元を留守にすることも多く皆様方にはご無沙汰ばかりで申し訳なく思っております。

さて、32日間の延長を終えて7月22日に第196回通常国会が閉会しました。66本の閣法のうち62本(92%)、条約は11本すべてを成立させることが出来ました。今国会は働き方改革関連法や特定複合観光施設区域整備法等の重要法案を成立させることができましたが、その他にも、我が国の発展並びに国民生活に欠かすことのできない予算や法律を成立させることが出来たと考えております。

折しも本年は明治維新から150年、大きな節目を迎えています。我が国を取り巻く内外の諸情勢は一層厳しく課題も山積しておりますが、この先もこれまでと同様の、いや、それ以上に素晴らしい国であるために最大の努力をさせて頂く決意です。

衆議院議員 宗清 皇一

## 働き方改革関連法について (平成31年4月1日施行)

我が国の労働時間における制度は、戦後の労働基準法制定以来、一日及び一週の法定労働時間を定める一方で、労使(労働組合と経営者)の協定に拘れば青天井に認められる時間外労働と、これに対する割増賃金の支払いを骨格としてきました。また、雇用形態としては、正社員が中心で、パートタイムや有期雇用、派遣の形で働く方は、その働きぶりや成果に比べ待遇が低く、活躍の機会も限定されてきた印象を持っています。

急速な少子高齢化を迎える中で、元気な高齢者の増加(高齢者の若返り)や単身世帯の増加、また、介護や子育て、家庭と仕事の両立等、生活様式や労働に対する意識も急速に変化しています。場所や時間に縛られることなく、仕事の成果で評価

してもらいたい方々が増えているのも事実です。こうした直面する課題について、働く人々の立場に立って、関係する制度や慣例を見直し、働く人それぞれが抱える様々な事情や希望に応じた形で働くことが出来る社会を作り上げていくことがこの法律の目的です。

時間外労働の上限規制はこれまで、労使で協定を結べば、事実上青天井で働くことができましたが、この法律によってたとえ労使の合意があったとしても超えることのできない上限(45時間/月、360時間/年)、これに違反した場合の罰則を設けています。また、やむを得ず、臨時にこれを越えて労働させる必要がある場合においても、720時間/年、100時間/月末満(休日労働を含む)であって、複数月平均80時間を限度としています。本法律は罰則付きの時間外労働の限度を、労使トップの合意により設けることになったのは、大変

意義深く労働基準法制定以来、70年ぶりの大改革です。この他、月60時間を超える時間外労働に係わる5割以上の割増賃金の支払い義務について、中小企業事業主に対する猶予を廃止して、中小企業で働く方々への保護を強化すること等が盛り込まれています。

「高度プロフェッショナル制度」は、「過労死促進法」等と全ての労働者を働きさせ放題にできる法律であるかのような誤解を与えるレッテル貼りをされましたかが事実無根です。この制度は成果で評価されることを希望する高度専門職の方が、明確な職務範囲で、高い年収（年収1,075万円以上）を確保した上で、自ら仕事の進め方を決めて自律的に働くことの出来る選択肢を用意するもので、厳格に健康確保のための措置を講じることを前提としています。上記のように、業務の範囲や対象者、年収要件を限定した上で、一律の労働時間規制に代えて、年間104日の休日確保等、働き方に合った健康確保のための措置を設けており、実施されていない場合は、高度プロフェッショナル制度は適用されません。

また、医師による罰則付きの面接指導も義務付けており、的確な健康管理や医師の意見を踏まえた職務内容の見直し等に繋げていく仕組みにしています。当然ですが、そもそも、時間で成果をはかるうことのできない「高度プロフェッショナル制度」の対象業務に当てはまらない者まで、なし崩し的に適応拡大がされることはありません。私たちは、働く人の健康をしっかりと確保した上で、1人1人が事情に応じた多様な働き方が出来る社会の実現を目指しているのです。

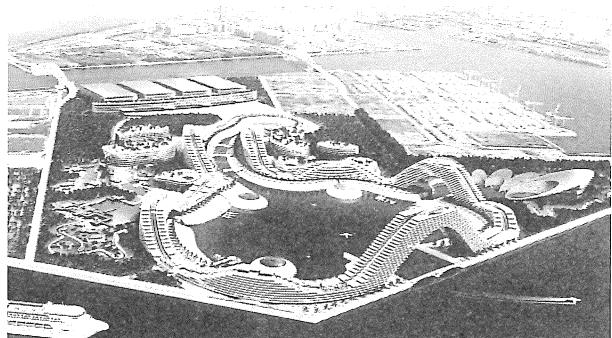
また、同一労働同一賃金は、パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者に対し、正規雇用労働者との不合理な待遇差や差別的扱い等を禁止することを通じ、雇用形態に係らない公正な待遇を確保するものです。

## 特定複合観光施設区域整備法 「IR法」について

「特定複合観光施設区域整備法」は外国からの訪日客が急増する中で、我が国において不足している、大規模な宿泊、エンターテイメント施設、展示場及び国際会議場等を増設することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、地域の創意工夫及び民間の活力と資金を生かして、所謂、統合型リゾート（IR）を整備する事項を定めたものです。

この法律により、観光のみならず、地域経済の振興を前進させ、また、IRの一部として設置が認められているカジノの事業収益の一部を納付金等を通じて社会還元させることで、地域の活性化、財政の改善、社会福祉の増進、文化芸術の振興、更にはギャンブル依存症対策等の強化を図ることも可能となります。

日本型のIRはカジノ単体では認可を受けることができません。我が国が目指すIRは、宿泊施設はもちろんですが、その他に国際会議場やインテックス大阪のような大規模な展示場、そして、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした魅力増進施設（例えば、サーカスや歌舞伎など）等の設置が規定されている他、遊園地やフードコート、ブランドショップが併設している大規模施設なのです。



IRシティのイメージパース

## 特定複合観光施設区域整備法の目的とは

我が国の人団は急激に減少していきます。言うまでもなく、我が国の GDP（国内総生産）の約6割が国内の消費でありますので、何も手を打たなければ人口が減った分だけ GDP は減少します。そして、GDP の減少に伴い税収も減ります。我が国社会システムを維持するためには、経済規模を拡大し、今後伸び行く社会保障費等や行政需要を増収によって賄う必要があります。安倍内閣が600兆円経済を目指す所以であり、訪日外国人を増やすことで、減りゆく国内消費（日本人の消費）を補完していくことを目指しています。

現下の状況は、訪日外国人1人で約15万円消費していますので、8人～9人来て頂ければ、我が国の人団が1人増えたのと同じ経済的な効果があると言われています。減りゆく国内人口を一時的に滞在する外国人で補おうとしているのです。また、観光は副産物として、訪日外国人が我が国の伝統や文化に触れることによって、我が国に対する理解を深めて頂ける効果があります。そして、日本人の素晴らしさ、国民性を国内にいながらアピールできるので、海外に行くことなく国民全体で外交をしているような効果もあり、国益に叶っています。

昨年、我が国を訪れた訪日外国人旅行客は2,869万人、経済的な効果は4.4兆円でした。今後、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人を目指して参ります。

もう1つの理由は、国際会議や大規模な展示会をもっと積極的に誘致すべきだと考えています。それには大規模な展示場や国際会議等ができる会議場等のインフラが必要となります。大阪にも南港に「インテック大阪」がありますが、世界水準から見れば極めて小規模です。我が国最大の幕張の「東京ビックサイト（9万m<sup>2</sup>）」が世界ランキング

で77位ということを考えれば、それより小さいインテックス大阪が世界的競争に勝てるはずがありません。

中国出口商品交易会琶洲展示館（広州）

会場面積 世界第5位（33.8万m<sup>2</sup>）



また、国際会議等もアジアではシンガポールや上海が中心になってきています。我が国で国際会議等が開催された場合でも、東京で開催される場合が圧倒的に多く、関西では京都に中心的立場を明け渡しています。上記の状況を開拓するには、相応しいインフラ（大規模なホテルに併設した大規模な会議場や展示場等）を整備する必要があります。それが、大阪の目指すべき「特定複合観光施設＝IR」なのです。

国際会議や大規模な展示会が開催されれば、近隣にそれに見合った宿泊施設が必要です。そこで、事業者にホテル、会議場、展示場、フードコート、ブランドショップ、遊園地等が隣接する「特定複合観光施設」が作られるのです。これが IR の眞の目的です。

こういった複合型の集客施設があれば、展示会や商談会、国際会議等に仕事で日本に来る際に、その家族も同行する可能性が高まります。そして、2泊→3泊に、3泊→4泊になる可能性が一層高まるのです。これが、我が国が目指す「経済政策」と「観光戦略」です。

## カジノ規制や管理について

世界130カ国でカジノは合法化されていますが、我が国のカジノは世界最高水準の規制が導入される予定。IRの申請ができるのは都道府県、若

しくは政令指定都市であり、申請する自治体の長はあらかじめ、議会の同意を得る必要があります。行政側の都合だけで勝手にできないよう住民や立地市町村の同意を必要としており、住民に対する公聴会等も義務付けます。

また、パチンコは全国に1万店以上あると言われておりますが、カジノを含むIR事業は全国で3カ所しか認めない内容になっています。また、IRの事業者は、カジノ管理委員会による厳格な管理の下、暴力団やその他の反社会勢力の排除、マネーロンダリング等が出来ない仕組みになっており、世界最高水準の規制が導入されます。日本人等がカジノに入場する場合は1回 6,000 円の入場料を賦課し、マイナンバーカードによる本人確認か公的個人認証も義務付けます。こういった制度を活用することで、本人や家族の申し出による入場規制も可能としています。連続する7日間で3回、連続する28日で10回、ゲーミングエリアも3%以内と厳格なルールが適用されます。その他、IR事業者にはカジノで儲けた粗利の 15%を国、15%を立地自治体に、合計 30%を納付金として納めさせることになりますが、この資金がギャンブル依存症対策等に使われることになるのです。

## ギャンブル等依存症対策基本法について

今国会では我が党と公明党が中心となって議員立法で「ギャンブル等依存症対策基本法」を成立

### 《 むねきよ 皇一 プロフィール 》

- 昭和 45 年 8 月 9 日東大阪市生まれ。 ■東大阪市立玉川小学校・玉川中学校卒 ■大阪府立花園高等学校卒
- 龍谷大学・文学部・文学科英文学卒 ■民間企業勤務 ■塩川正十郎代議士の秘書として仕える
- 平成 19 年大阪府議会議員選挙にて初当選（2期） ■平成 26 年第 47 回衆議院議員総選挙にて初当選
- 平成 29 年第 48 回衆議院議員総選挙にて 2 期目当選 ■現在、総務委員会・財務金融委員会に所属。

### 《 大阪事務所 》

大阪府東大阪市足代 1-14-21-305 TEL06-6726-0090／FAX06-6726-0091  
ホームページ <http://www.kouichi-munekiyo.com/>

させています。

同法案はギャンブル依存症への対策を総合的・計画的に推進するのが目的で、政府に対して施策の目標や達成時期などを定めた「推進基本計画」の策定を義務付ける他、国や地方公共団体が講じる施策として、医療提供体制の整備等を規定しています。

2010 年にシンガポールはカジノを合法化していますが、ギャンブル依存症対策を正面から強化した結果、依存症を 4.1 % から 0.9 % に減らすことに成功しています。

ギャンブル依存症に最も大切なことは、カジノだけでなく、その他のギャンブルにもスポットを充てて依存症対策を講じることです。例えば、多くの国民はパチンコや競輪、競馬、競艇はギャンブルである認識を持っています。また、事実、依存症の殆どはパチンコが原因であるとも言われていますが、実は、toto（スポーツくじ）、ロト 6・7、そして各種宝くじもギャンブル（賭け事、賭博）であり、依存症から多額の借金をするケースもあると承知しています。我が国で極めて限定的ではあります、カジノを認めることになりましたが、この法案がきっかけでギャンブル依存症対策が本格的に講じられ、依存症（カジノ以外が原因）になっている方々を改善させることはとても良いことだと考えます。